

介護職員の職場定着促進に関する提案

平成24年12月21日

静岡県

介護職員の職場定着促進に関する提案について

介護保険制度は創設から12年が経過し、サービス利用者が大幅に増加するなど高齢者の暮らしを支える必要不可欠な制度として定着している一方、サービスを支える介護人材の確保が大きな課題となっています。

国では、介護職員の処遇を改善するため、平成21年度介護報酬改定において3%のプラス改定、介護職員処遇改善交付金制度の創設、平成24年度介護報酬改定での介護職員処遇改善加算の創設など、賃金の改善やキャリアパス導入の促進などに取り組んできています。また、本県においても、障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用し、各種福祉・介護人材確保対策事業を実施してします。

しかしながら、平成23年賃金構造基本統計調査では、全産業の所定内給与月額が297千円（平均年齢41.5歳、平均勤続年数11.9年）と比較して、福祉施設介護員は203千円（平均年齢37.6歳、平均勤続年数5.5年）と10万円程度の格差が生じています。その要因としては、介護職員は離職率が高く平均勤続年数が短いことが考えられます。

国におきましては、平成27年度介護報酬改定に向け準備を進めていますが、その過程で介護職員の職場定着促進策についても検討していく必要があると考えています。

つきましては、さらなる介護職員の処遇改善やキャリアパス導入等を促進することにより職場定着が図られるよう、下記のとおり提案します。

○ 介護職員職場定着支援加算（仮称）制度の創設について

- (1) 概要 施設の職員1人当たりの平均勤続年数が長いほど加算額が増額される制度を創設する。
- (2) 対象施設 介護老人福祉施設
- (3) 対象職員 介護職員
- (4) 勤続年数 当該施設の勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、社会福祉施設等において介護職員として勤務した年数を含める。（サービス提供体制強化加算参照）
- (5) 職員1人当たりの平均勤続年数区分及び加算率（別紙参照）

加算区分	職員1人当たり平均勤続年数	加算率
(I)	12年以上	10%
(II)	10年以上	8%
(III)	8年以上	6%
(IV)	6年以上	4%

・加算額 所定単位数×加算率（介護職員処遇改善加算参照）

介護老人福祉施設 加算率試算

○設定条件

- ・平成 23 年介護事業経営実態調査に基づく介護老人福祉施設（総括表）
- ・定員 68.7 人
- ・介護料収入 274,440 千円（22,870 千円×12 月）
- ・介護職員数（常勤換算） ・配置基準 22.9 人、・実人員 37 人
- ・目標額 全産業平均（平均勤続年数 11.9 年、給与差額 9.4 万円）との格差が解消できる額
- ・事業者負担 配置基準に基づく試算のため、実人員分の賃金を賄うには事業者負担が生じる。

①介護職員配置基準（22.9 人）に基づく加算率試算

施設区分 (平均勤続年数)	加算率 A	介護料収入 B	加算額 C (A×B)	介護職員 1 人当たり 月加算額 C/22.9/12
12 年以上	10%	274,440 千円	27,444 千円	100 千円
10 年以上	8%		21,955 千円	80 千円
8 年以上	6%		16,466 千円	60 千円
6 年以上	4%		10,978 千円	40 千円

②介護職員実人数（37 人）の場合の事業者負担試算

施設区分 (平均勤続年数)	加算率 A	介護料 収入 B	加算額 C (A×B)	事業者負担 D	介護職員 1 人当 たり月加算額 (C+D)/37/12
12 年以上	10%	274,440 千円	27,444 千円	16,898 千円	100 千円
10 年以上	8%		21,955 千円	13,518 千円	80 千円
8 年以上	6%		16,466 千円	10,138 千円	60 千円
6 年以上	4%		10,978 千円	6,759 千円	40 千円

※負担割合は 4 割程度。